

明監報第16号

市民生活局（文化・スポーツ室）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

明石市監査委員	藤本一彦
同	星川啓明
同	山崎雄史
同	辻本達也

市民生活局（文化・スポーツ室）行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用について」

II 監査の期間

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

III 監査の対象

文化振興課 対象施設：明石市立市民会館

明石市立西部市民会館

明石市立市民ホール

明石市立中崎公会堂

IV 監査の範囲

主として、平成28年度の指定管理に係る事務の執行状況

V 監査の方法

市民生活局（文化・スポーツ室）から指定管理者制度に係る状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、指定管理者制度の運用が適正にされているかなどについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 指定管理者制度の導入の効果について
- (2) 指定管理者に関する根拠条例等について
- (3) 指定管理者の募集・申請等について
- (4) 指定に関する手続きについて
- (5) 協定書等の締結について
- (6) 協定書等の内容について
- (7) 指定管理料の支払等について
- (8) 指定管理者に対する指導・監督について
- (9) 事業報告書の点検について

VI 監査の結果

今回の監査は、指定管理者制度の運用が適正にされているかなどを主眼に、所管課による指導、監督状況を中心に実施したものであるが、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。